

令和8年度福島県立安積高等学校入学者選抜 前期選抜募集要項

福島県立安積高等学校

福島県郡山市開成五丁目25番63号

電話番号 (024)922-4310(代)

本校では、本校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- （1）身の回りのあらゆる事柄に興味・関心を持ち、難解な疑問にもチャレンジしようとする意欲のあふれる生徒
- （2）自分の限界を決めず、多様な他者と共に対話して学ぶことができる生徒
- （3）学習に加えて、スポーツや芸術といった実践的な活動にも熱中できる生徒

2 募集定員

課程	学科	募集定員	特色選抜募集定員枠	一般選抜の募集定員
全日制 (単位制)	普通科	280名	10%程度	募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

次の（1）の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、（1）に加えて（2）の条件も満たす者とする。

（1）次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

（2）本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校の教育方針は、「個性を伸長する」「知性と情操と実践力を養う」「自主自律の精神を培う」「真理と正義を愛する、質実にして真摯な人物を育成する」である。この教育方針のもと、高い志をもち、文武両道を貫きながら、夢の実現に向けて努力を続ける生徒の育成を目指すことから、上記「1 アドミッション・ポリシー」に加えて、特色選抜では次のような生徒を求めている。

I 型（運動部）：中学校の部活動や地域クラブ活動等において顕著な実績を有し、入学後も引き続き本校のリーダーとして次に示した部活動（運動部）で積極的な活動が期待される者。

剣道 ハンドボール バスケットボール

野球（男） サッカー（男） ラグビー（男）

II 型（文化部）：中学校の部活動や地域クラブ活動等において顕著な実績を有し、入学後も引き続き本校のリーダーとして次に示した部活動（文化部）で積極的な活動が期待される者。

合唱 吹奏楽 弦楽合奏 美術

5 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、WEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「14 出願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

7 出願に必要な書類

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

① 調査書（「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式1号）

ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除することがある。

② 特色選抜志願理由書（本校Webサイトよりダウンロードしたもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

（2）上記（1）以外の者

① 特色選抜志願理由書（上記（1）②に同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

8 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

（1）中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料(2,200円)を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は郵送により本校校長に提出する。

なお、調査書については「10 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

① 志願情報に虚偽があるとき

② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び郵送による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【郵送の場合】配達記録が残る簡易書留とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立安積高等学校長

住所 〒963-8851

福島県郡山市開成五丁目25番63号

9 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

10 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式5号)を添付し、持参又は郵送により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

11 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

12 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

13 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して自己申告書(「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式7号)を本校校長に提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は郵送する。

ただし、郵送の場合は、志願者の住所、氏名を記入し、簡易書留郵送料として460円切手を貼付した返信用

封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで
郵送の場合は令和8年2月18日の消印有効

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

14 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続きを始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで
及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

15 選抜方法及び選抜資料

特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。全体の満点は500点とする。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

(1) 特色選抜志願理由書（Ⅰ型とⅡ型で様式が異なるので留意する。）

本校への志願の動機・理由、入学後の抱負、将来の目標、自己PR及び大会やコンクールでの顕著な実績等について本人が記入する。

(2) 調査書

① Ⅰ型（運動部）

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、保健体育の教科の評定を2倍することとし、150点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は60点満点として、合計210点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」では、本校入学後に所属を希望する部活動に関する実績を評価するが、ラグビー部については他の競技の実績を読み替えることができる。

② Ⅱ型（文化部）

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施する。合唱部、吹奏楽部及び弦楽合奏部については音楽の教科の評定を2倍することとし、150点満点とする。美術部については美術の教科の評定を2倍することとし、150点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は60点満点として、合計210点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」では、本校入学後に所属を希望する部活動に関する実績を評価する。

(3) 学力検査

5教科とする。Ⅰ型、Ⅱ型共に学力検査の満点を250点とする。

(4) 特色面接

Ⅰ型、Ⅱ型共に個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や部活動を通して学んだことをまとめ適切に伝える力等をみる。面接については点数化し、40点満点とする。

一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。面接は実施しない。学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍し195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化しない。

(2) 学力検査

5教科とする。学力検査の満点を250点とする。

16 学力検査・特色面接の日時及び会場

(1) 日時

① 学力検査（前期選抜に出願した者全員）

令和8年3月4日（水）

開 場：午前7時50分（予定）

集 合：午前8時30分まで（各検査場）

学力検査：午前9時から午後3時10分まで

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	

② 特色面接（特色選抜に出願した者）

令和8年3月5日（木）

開 場：午前7時50分（予定）

集 合：午前8時30分まで（各検査場）

特色面接：午前9時から（終了時刻は志願者により異なる。）

※終了予定時刻は、令和8年2月27日（金）までに本校のWebサイトに掲載する。

(2) 会場 福島県立安積高等学校

(3) 持参するもの 受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）

(4) その他 以下のものは持ち込まないこと。

下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器

17 追検査等の実施

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、追検査等の受験が許可された志願者がいる場合には、追検査等を実施する。追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日時 令和8年3月10日（火）

開 場：午前7時50分（予定）

集 合：完了できなかった検査の種類等により集合時間が異なる。

学力検査：午前9時から午後2時45分まで

（学力検査の日程は「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。）

特色面接：午後3時15分から（終了時刻は志願者により異なる。）

※選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

(2) 会場 福島県立安積高等学校

(3) その他 持参するもの及び持ち込まないものについては、この募集要項に示した「16 学力検査・特色面接の日時及び会場」の「(3) 持参するもの」及び「(4) その他」のとおりとする。

18 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科・コース）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校正面玄関脇に掲示する。
- (3) 合格者に対して「合格通知書」を交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

19 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

20 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者のうち、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定める追検査等の対象となる志願者に該当する者は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して提出する。その場合、中学校長は事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び本校校長に提出した書類等は返還しない。

- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

- (5) このほか不明な点があれば、本校に問い合わせること。